

静岡県立大学短期大学部教授会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 100 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日

第 1 条 この規程は、本学におく教授会の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

第 2 条 教授会は、学長、教授、准教授及び専任の講師及び助教を持って組織する。

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 部長候補者及び副部長候補者の選考に関する事項
- (2) 授業科目の種類及びその編成に関する事項
- (3) 学生並びに教育及び研究に関する施設の設置及び改廃に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、復学、転学、転学科、留学、退学、除籍、卒業、学位の授与並びに表彰及び懲戒に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 自己点検・自己評価に関する事項
- (7) 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 4 条 教授会の常例の会議は、学長が招集する。ただし、学長又は構成員の 3 分の 1 以上の要求があるときは、臨時に会議を開くことができる。

第 5 条 議長は学長とする。

2 学長に事故があるときは、部長がその職務を代行する。

第 6 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上出席がなければ開くことができない。ただし、休職中のもの、公務のため海外に出張している者及び職務に専念する義務を免除されている者は、構成員に含めない。

第 7 条 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会が重要と認めた事項については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 8 条 教授会は、必要がある場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

第 9 条 教授会における審議事項の計画及び実施に関し、必要に応じて、別に専門委員会を置くことができる。

第 10 条 教授会は、議事録を作成する。

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

第 12 条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。